

## 社長のためのお勉強

令和4年6月1日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

### 成人年齢が 18 歳に

令和4年4月1日からこれまで20歳でしたが18歳で成人になりました。大きく変わったのは下記の事項です。

- (1) 親の同意なしで結婚する (2) クレジットカードを作る
- (3) 賃貸物件を借りる (4) ローンを組んで購入契約
- (5) 携帯電話の契約・解約 (6) 消費者金融を利用する
- (7) 整形外科手術の契約をする (8) 10年用パスポートを取得する
- (9) 性別変更申請をする (10) 特定の資格を取得する (公認会計士、司法書士など)
- (11) 代理人なしで民事裁判を起こす (12) 日本人に帰化する。

以上の変更により4月1日以降の相続、贈与に影響があります。

《相続税》

- ・未成年者控除

《贈与税》

- ・直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税率の特例
- ・相続税精算課税制度
- ・住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税

贈与税で特に注意が必要なのは、贈与を受けた日において18歳かどうかです。

お酒の飲食は20歳で今のところ変更は無いです。



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください